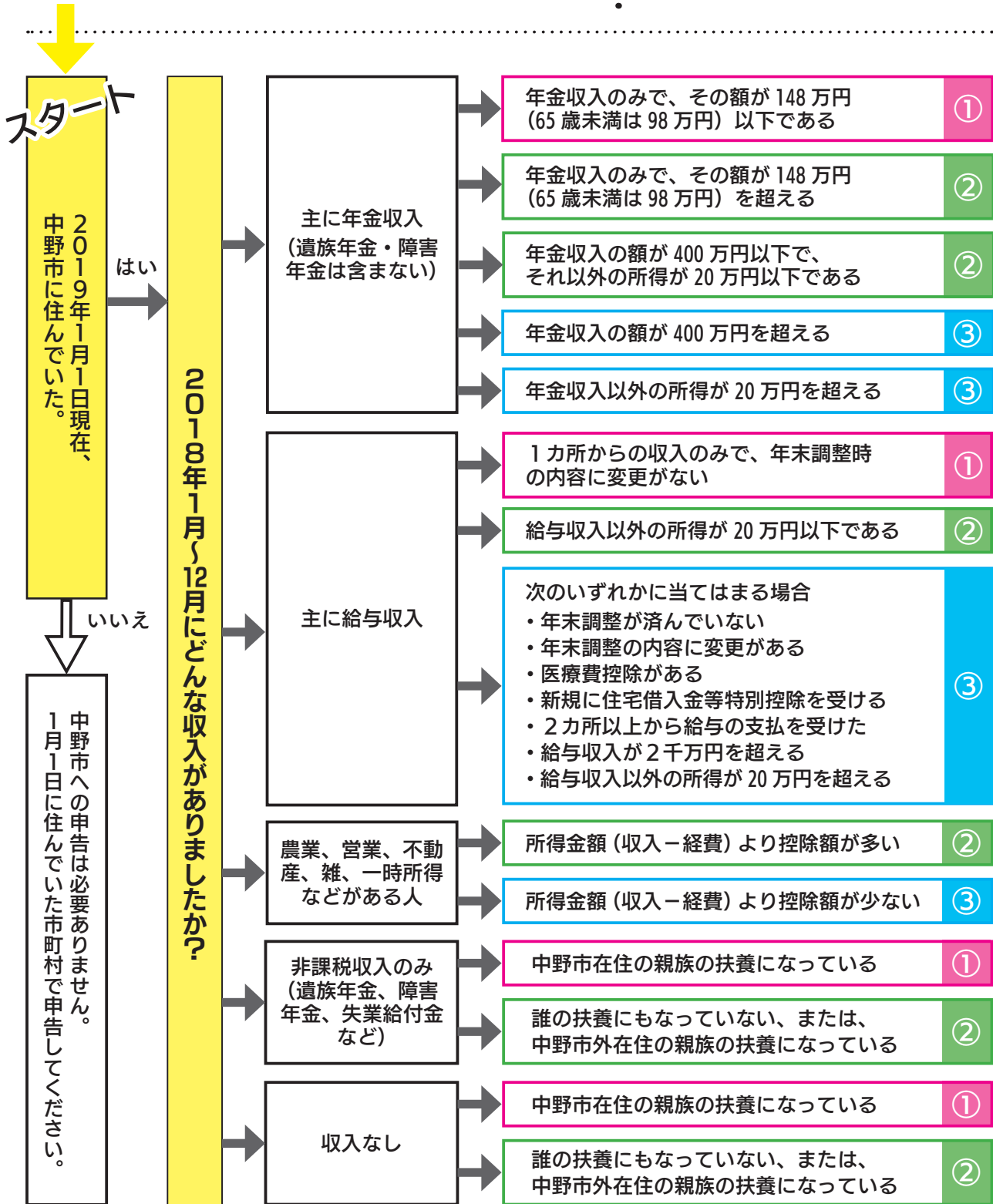


申告は必要？ フローチャートで確認しましょう！

※下記の表は簡易に申告の有無を判断するフローチャートです。
不明な点はお問い合わせください。



申告区分

- | | |
|---|---|
| ① | 市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません
※2019年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます |
| ② | 市・県民税の申告をする必要があります ※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。 |
| ③ | 所得税の確定申告をする必要があります
確定申告会場：信濃中野税務署 期間：2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日・祝日は除く
受付時間：午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から) |

▼申告相談日程

<受付時間> 午前8時30分～午後4時（相談の開始は午前9時から）

<相談会場> 中野会場（中）：市役所2階 多目的サロンホール
豊田会場（豊）：豊田支所1階

※対象地区の指定日以外でも相談は受け付けますが、混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。

※税務課窓口での相談はできません。相談会場にお越しください。

2/18日(月) 中：還付申告 豊：上今井	19日(火) 中：中野 豊：上今井	20日(水) 中：日野 豊：豊津	21日(木) 中：延徳 豊：豊津	22日(金) 中：平野 豊：豊津
25日(月) 中：高丘 豊：永田	26日(火) 中：長丘 豊：永田	27日(水) 中：平岡 豊：永田	28日(木) 中：科野	3/1日(金) 中：倭
4日(月) 中：還付申告	5日(火) 中：中野	6日(水) 中：日野	7日(木) 中：延徳	8日(金) 中：平野
11日(月) 中：高丘	12日(火) 中：長丘	13日(水) 中：平岡	14日(木) 中：科野	15日(金) 中：倭



電話で相談日を予約できます！

予約専用電話

0269 (38) 1300



受付期間 2月6日(水)～3月14日(木)
(土・日・祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※予約なしでも相談できますが、予約者優先になります。

申告・相談前に確認を!!

チェック



☑ 事前に集計を済ませてください

- ・営業、農業、不動産所得がある人で「収支内訳書」を提出する場合は、事前に集計をしてきてください
- ・「医療費控除」は医療を受けた人それぞれに医療機関、薬局ごとで集計してください

☑ 郵送でも提出できます

3月15日(金)までに、記入した「市民税・県民税申告書（電話番号を必ずご記入ください）」や「各種証明書」などを税務課あてに郵送してください。なお、市役所総合案内、豊田支所、北部公民館、西部公民館、永田窓口サービスステーションに設置してある投函箱とうかんに投函することもできます。

▼申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書
※2018年度に市・県民税の申告をした人などに送付しました。（申告書が届いた全ての方が申告義務があるとは限りません）
※市役所税務課・豊田支所の窓口で配布しています。
- ②所得が明らかにできるもの（給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書）
- ③収入や必要経費を記入した収支内訳書（営業・農業・不動産所得がある場合）
- ④マイナンバー（個人番号）確認書類と本人確認書類（運転免許証など）
- ⑤社会保険料などの支払額が分かるもの（国民年金保険料、生命保険料控除証明書など）
- ⑥医療費控除を受ける人は、医療費の領収書など
- ⑦障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ⑧印鑑
- ⑨申告者の金融機関口座が分かるもの（還付申告の場合）